

伊那市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定めます。

平成28年2月12日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伊那市立図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の取扱いに関し、伊那市広告掲載要綱（平成24年伊那市告示第116号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の方法)

第2条 雑誌スポンサーは、広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、市長は当該雑誌（以下「スポンサー雑誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

2 広告は、スポンサー雑誌の最新号にカバーを付け、カバーの表面に雑誌スポンサー名を、カバーの裏面には雑誌スポンサーに関する広告を表示するものとする。

3 カバーに表示する雑誌スポンサー名及び広告は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1年間とする。

2 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(雑誌スポンサーの申込み)

第4条 雑誌スポンサー制度の申込みを希望するものは、別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(広告の内容の制限)

第5条 要綱第4条第1項各号に定める内容の広告は、掲載することができない。

(雑誌スポンサーの制限)

第6条 要綱第5条第1項各号に定める事業者等は、雑誌スポンサーとなることができない。

(広告掲載の決定通知)

第7条 市長は、掲載する広告の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

(契約)

第8条 前条の規定により通知を受け取った者は、速やかに覚書(様式第2号)を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、雑誌スポンサーが負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、市長が指定する期日までに、指定された形式により、広告を提出するものとし、これに要する経費は、雑誌スポンサーが負担するものとする。

(雑誌の所有権)

第10条 スポンサー雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年2月12日から施行する。